

新型コロナウイルス感染症の影響による

保険税（料）減免額の算定方法について

減免の対象となる保険税（料）額（※1）に、主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた割合を乗じて得た額が減免されます。

※1 減免の対象となる保険税（料）額は、世帯の保険税（料）額に、減少が見込まれる事業収入等の前年所得金額を乗じ、該当世帯の被保険者全ての前年の合計所得金額で割って計算します。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

【表1】

減免対象保険税（料）額＝A×B÷C	
A：世帯の被保険者全員について算定した保険税（料）額	
B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 （減少が見込まれる事業収入等が複数ある場合は、その合計額）	
C：世帯の主たる生計維持者及びその世帯に属するすべての被保険者の前年の合計所得金額	

【表2】

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下	全部
400万円以下	80%
550万円以下	60%
750万円以下	40%
1000万円以下	20%
前年の合計所得金額にかかわらず事業等の廃止、失業	全部

介護保険料

【表1】

減免対象保険料額＝A×B÷C	
A：第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料額	
B：減少することが見込まれる事業収入などに係る前年の所得額 （減少が見込まれる事業収入等が複数ある場合はその合計額）	
C：世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	

【表2】

前年の合計所得金額	事業などの廃止または失業の場合	その他の減収の場合
210万円以下	全部	全部
210万円超	全部	80%